

ご存知ですか!?

男女共同参画のこと

Vol.12

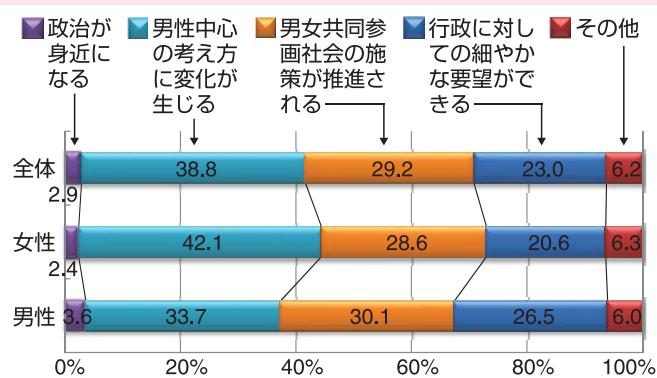
男女共同参画・DVについてのご相談は…

問 富士見町教育委員会 生涯学習課 男女共同参画係 ☎62-7900

町では、平成25年度から第4次男女共同参画計画「すずらんIVパートナーシップふじみ」がスタートしました。そこで、このコーナーでは平成24年度に実施した「町民アンケート」(町民500名を無作為抽出)の結果から、その一部をご紹介しています。



Q) あなたは政策決定の場に女性が増えることで何を期待しますか?



「男性中心の考え方の変化」「男女共同参画社会の推進」「行政への細やかな要望」といった意見が大多数を占めています。女性への期待感と共に、他のアンケートでは女性がその場に立つまでにクリアすべきものが多いこともわかっています。

このような結果をもとに、よりよい男女共同参画社会の形成に向けて努めていきます。

「すずらんIVパートナーシップふじみ」とそのダイジェスト版は、コミュニティ・プラザ内 生涯学習課 男女共同参画係にあります。

消費者見守り情報 No.39

～契約をするときにはよく考えて!～



皆さんのが、いろいろな物品を購入するときや、サービスの提供を受けるときには、事業者と契約を結んでいますが、時には、契約をした後になって「契約しない方が良かったかな」と悩んだり、「だまされたかも知れない」と不安になったり、契約書を確認したら「聞いた話と違う」「説明されたことが書かれていません」ことに気づくことがあります。

事業者は、基本的に自らの利益のために契約をするのであって、決して消費者のためだけに契約を勧めている訳ではありません。ましてや、悪質業者は、消費者の知識や情報の不足、判断力の甘さに乘じ、さらに、不適切な説明をしたり、重要な説明をせずに契約を強く迫ってきます。

一方で、消費者も、その場の雰囲気におされ、何となく契約してしまったり、説明をよく聞かず理解しないまま契約をしてしまうことがあります。

いったん締結した契約は、原則として、一方的に解消することはできません。また、支払ったお金を取り戻したり、損害を回復するのは、大変な時間と労力、場合によってはお金もかかり、容易なことではありません。

民法では、詐欺や強迫によって消費者が契約を締結した場合、それを理由に契約を取り消すことは可能ですが、それには事業者の「故意」が必要とされています。そのため、事業者が意図的ではなかったと言いたい訳をすれば消費者は契約を取り消すことができません。また、トラブルの発生に備えて事業者が自分に有利な内容の契約条項を事前に定めていた場合、不当な契約条項を無効とする条文が民法にないため、トラブルが発生すると消費者は不利益を被ります。また、特定商取引法や割賦販売法などの特別法は適用範囲が限定されているので、適用対象外の契約については消費者を救済することはできません。

これらの民法や各種特別法の欠点を補うための法律として作られたのが消費者契約法です。消費者契約法は事業者と消費者との間で締結される消費者契約に幅広く適用され、かつ、民法よりも消費者を手厚く保護する条項を定められています。

しかし、これらの法律は、事後の問題を解決するためのものであり、いろいろな手続きや事業者との交渉など相当な労力が必要となります。

したがって、一番重要なことは、契約をするときには、後悔しないように十分な注意を払う必要があります。今、この契約をする必要があるかをよく考え、契約するのであれば、契約の内容を十分に理解したうえで行いましょう。少しでも分からぬことがあつたり不安や疑問があれば、すぐ契約をしないで家族や友人に相談しましょう。

3月の納税等

国民健康保険料

後期高齢者医療保険料／保育料
上下水道使用料／住宅使用料

納期限・振替日は3月31日(月)です

※毎週火曜日は午後7時まで夜間納税窓口を開設しています。ご利用ください。

問 財務課 収納係 ☎62-9123